

○一関市林業新規就業者家賃補助金交付要綱

令和3年3月31日

告示第111号

改正 令和4年3月31日告示第160号

改正 令和5年3月31日告示第122号

(目的)

第1 林業新規就業者の確保及び定着を図るため、市内の林業経営体で就業する林業新規就業者又は市内の林業経営体で就業することを目的として岩手県林業技術センターが開校するいわて林業アカデミー（以下「林業アカデミー」という。）を受講する者の住居に要する費用に対し、予算の範囲内で一関市補助金交付規則（平成17年一関市規則第52号。以下「規則」という。）及びこの告示により補助金を交付する。

(定義)

第2 この告示において、「林業経営体」とは、市内に主たる事務所を置く林業経営体であって、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定に基づき、岩手県知事から岩手県意欲と能力のある林業経営体に登録された者
- (2) 岩手県育成林業経営体の登録・公表実施要領（令和元年7月16日付け森整第185号）に基づき、岩手県育成林業経営体に登録された者
- (3) 岩手県地域森林経営プラン認定要領（平成18年9月28日付け森整第652号）に基づき、地域森林経営プランの認定を受けた地域けん引型林業経営体
- (4) 岩手県林業事業主改善計画認定要領（平成9年3月19日付け林振第1212号）に基づき、林業事業主改善計画の認定を受けた者

(補助金の交付対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 新たに林業経営体に期間を定めず又は6か月以上の期間を定め雇用され、市内に転入後2年を経過していない林業新規就業者で、次のいずれにも該当するもの（以下「就業者」という。）

ア 初年度の補助金の申請日時点において、雇用開始日から2年を経過しておらず、

かつ、年齢が50歳以下の者

イ 市内に所在する賃貸住宅（書面により賃貸借契約を締結しているものに限る。）
に居住する者

ウ 過去にこの告示による補助を受けていない者（第4に定める対象期間内の申請を
除く。）

エ 国、地方公共団体その他公的機関等から補助の対象となる経費（以下「補助対象
経費」という。）について補助等を受けていない者

オ 初年度の補助金の申請日から2年以上継続して、同一の林業経営体で勤務し、か
つ、市内に居住する意思を有している者

(2) 新たに市内の林業経営体に就業することを目的として林業アカデミーを受講する
者で、次のいずれにも該当するもの（以下「研修生」という。）

ア 市外に所在する賃貸住宅（書面により賃貸借契約を締結しているものに限る。）
に居住する者

イ 賃貸借契約の締結した日の属する年度の前年度において市内に住所を有してい
た者

ウ 過去にこの告示による補助を受けていない者

エ 国、地方公共団体その他公的機関等から補助対象経費について補助等を受けてい
ない者

オ 林業アカデミーを修了後1年以内に、2年以上継続して、同一の林業経営体に就
業する意思を有する者

(補助金の額等)

第4 補助対象経費、補助金の額、限度額及び対象期間は、次のとおりとする。

交付対象者	補助対象経費	補助金の額	限度額	対象期間
就業者	補助金の交付対象者の住居の家賃(敷金、礼金、共益費等の諸経費を除く。)	補助対象経費の2分の1以内の額(千円未満切り捨て)	1か月につき2万円	初年度の申請日の属する月から起算して24か月以内
研修生				申請日の属する年度内

(提出書類及び提出期日)

第5 規則に定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

(申請の取下期日)

第6 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(報告義務)

第7 補助金の交付の決定を受けた者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日現在の就業状況を、林業新規就業者就業状況報告書(様式第6号)に添付書類を添えて、市長が定める日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 就業者 初年度の補助金の申請日の属する月の末日から3年を経過する日

(2) 研修生 補助金の申請日の属する月の末日から3年を経過する日

(補則)

第8 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

制定文 抄

令和3年4月1日から施行する。

改正文(令和4年3月31日告示第160号抄)

令和4年4月1日から施行する。

改正文(令和5年3月31日告示第122号抄)

令和5年4月1日から施行する。

別表(第5関係)

条項	提出書類	様式	提出期日
規則第4条の規定による書類	林業新規就業者家賃補助金交付申請書	第1号	年度ごとに申請するものとし、別に定める。
	1 誓約書	第2号	
	2 雇用証明書(研修生を除く。)	第3号	
	3 住民票の写し		
	4 履歴書の写し(研修生を除く。)		
	5 住居賃貸借契約書の写し		

	<p>6 林業アカデミーを受講することを証明する書類の写し(就業者を除く。)</p> <p>7 その他市長が必要と認める書類</p>		
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定による書類	<p>林業新規就業者家賃補助金変更(中止)承認申請書</p> <p>1 その他市長が必要と認める書類</p>	第4号	変更(中止)の事由の生じた日から15日以内
規則第13条第1項の規定による書類	<p>林業新規就業者家賃補助金請求書</p> <p>1 雇用証明書(研修生を除く。)</p> <p>2 林業アカデミーを修了したことを証明する書類の写し(就業者を除く。)</p> <p>3 家賃を支払ったことを証明できる書類の写し</p>	<p>第5号</p> <p>第3号</p>	<p>当該年度の4月から9月分までの補助対象経費に係るものは10月末日まで、10月から翌年3月分までの補助対象経費に係るものは翌年4月20日まで。ただし、年度中に補助金の交付対象期間が終了した場合は、別に定める。</p>

様式第1号（別表関係）

年 月 日

一関市長 様

(申請者) 住 所
氏 名
連絡先

林業新規就業者家賃補助金交付申請書

年度において、一関市林業新規就業者家賃補助金の交付を受けたいので、一関市補助金交付規則により関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

1 申請内容

対象者	住 所			
	フリガナ 氏 名			
	生年月日	年 月 日	年 齢	歳
林業経営体 ※1	所 在 地			
	名 称			
	就業年月日	年 月 日		
賃貸住宅	契約者名			
	契約年月日	年 月 日	家 賃	円/月額①
	契約期間	年 月 日	～	年 月 日
交付対象期間	年 月から		年 月まで	
当年度交付対象期間	年 月から		年 月までの か月②	
補助金申請額	円 (①×1/2×②) ※2			

※1 研修生は、記載不要です。

※2 1か月につき2万円が上限額です。

2 添付書類

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 雇用証明書（様式第3号）（研修生を除く。）
- (3) 住民票の写し
- (4) 履歴書の写し（研修生を除く。）
- (5) 住居賃貸借契約書の写し
- (6) 林業アカデミーの受講を証明するもの（就業者を除く。）
- (7) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(別表関係)

誓約書

- 1 申請内容に虚偽がある場合は、補助金を返還します。
- 2 一関市暴力団排除条例（平成27年一関市条例第38号）第2条第2項に規定する暴力団、同条第3項に規定する暴力団員又はこれと密接な関係を有する者ではありません。
- 3 やむを得ない事情により、申請内容に変更が生じた場合は、一関市の指示に従います
- 4 一関市から就業状況等の報告を求められたときは、速やかに報告します。

年 月 日

一関市長 様

(申請者) 住 所
氏 名
(自署)

様式第3号(別表関係)

年 月 日

一関市長 様

(林業経営体) 所在地
名称
代表者名
電話番号
担当者

雇 用 証 明 書

証明日現在、下記のとおり雇用していることを証明します。

被雇用者氏名	
被雇用者住所	
雇用年月日	年 月 日
雇用形態	期間の定めのない雇用 ・ 6か月以上の期間を定める雇用
雇用(予定)期間	無期 ・ 有期 (年 月 日 ~ 年 月 日)
主な業務内容	林業 ()
賃金形態	月給制 ・ 日給月給制 ・ 日給制 ・ その他 ()
備 考	

- 1 「雇用形態」欄は、あてはまるものに○を記入すること。
- 2 勤務先が林業経営体の所在地と異なる場合は、「備考」欄に勤務先住所、勤務先名称及び勤務先電話番号を記入すること。

様式第4号（別表関係）

年 月 日

一関市長 様

（申請者）住 所
氏 名
連絡先

林業新規就業者家賃補助金変更（中止）承認申請書
年 月 日付け一関市指令 第 号で交付の決定の通知があった一関市
林業新規就業者家賃補助金について、次のとおり変更（中止）したいので、一関市補助金
交付規則により関係書類を添えて、承認を申請します。

1 変更（中止）の内容

2 変更（中止）の理由

3 添付書類
その他市長が必要と認める書類

年 月 日

一関市長 様

(申請者) 住 所
氏 名
連絡先

印

林業新規就業者家賃補助金請求書

年 月 日付け一関市指令 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった一関市林業新規就業者家賃補助金について、一関市補助金交付規則により関係書類を添えて、次のとおり請求します。

- 1 補助金請求額 円
- 2 補助金請求期間 年 月分から 年 月分まで
- 3 添付書類 (1) 雇用証明書（様式第3号）（研修生を除く。）
(2) 林業アカデミーを終了したことを証明する書類の写し（就業者を除く。）
(3) 家賃を支払ったことを証明できる書類の写し

4 振込指定口座

金融機関名	銀行・金庫・農協	支店
口座種別	普通・当座	
口座番号		
フリガナ 口座名義人		

※口座名義人は、申請者（請求者）と同一であること。

様式第6号（第7関係）

年 月 日

一関市長 様

（申請者）住 所
氏 名
連絡先

林業新規就業者就業状況報告書

一関市林業新規就業者家賃補助金交付要綱第7に基づき、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 添付書類
雇用証明書（様式第3号）

様式第 1 号 (別表関係)

様式第 2 号 (別表関係)

様式第 3 号 (別表関係)

様式第 4 号 (別表関係)

様式第 5 号 (別表関係)

様式第 6 号 (第 7 関係)